

平成二十一年四月一日付け広島県報（号外）第三十号に登載の広島県規則第三十号（出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則）の表の一部を次のように訂正する。

総務局総務管理部総務課長

ページ	八	九
行	別表第二の三の項委任事務の欄	別表第二の九の部委任事務の欄
誤	<p>一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外収入又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管</p> <p>二 県税事務所の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外収入又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p>	<p>一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税外収入に係る現金、歳入歳出外現金又は納付若しくは納入の委託若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管</p>
正	<p>一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外収入又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管</p> <p>二 県税事務所の所掌に属する県税若しくはこれに伴う県税外収入に係る現金、県税に係る歳入歳出外現金又は県税若しくはこれに伴う県税外収入の納付若しくは納入の委託に係る有価証券の出納及び保管</p>	<p>一 当該出納員の所属する課の所掌に属する県税外収入に係る現金、歳入歳出外現金又は納付若しくは納入の委託若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管</p>